

「厚生労働科学研究費補助金等取扱細則」の一部改正について

〈改正の趣旨〉

「競争的資金における使用ルール等の統一について」（平成 27 年 3 月 31 日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）（以下「ルール」という。）において、平成 29 年 7 月以降に新たに公募を開始するものから適用することとされている事項について、厚生労働科学研究費補助金の次回の公募（8 月 8 日予定）に向けて、所要の見直しを行う。

〈改正の内容〉

（1）ルールを踏まえた改正

・応募申請様式の統一

ルール 7（1）に基づき、研究計画書の様式を改正する。

・適用日

ルール 10（5）により、ルール 7 の対応は平成 29 年 7 月以降に新たに公募を開始するものから適用することとされており、厚生労働科学研究費補助金において平成 29 年 8 月 8 日の第 3 次公募以後に研究計画書を提出する研究事業に係る補助金から適用することとする。

（2）その他の改正

・交付申請書様式の改正

上記（1）の改正により、研究計画書、事業実績報告書及び研究報告書が競争的資金に係る関係府省間で共通の様式となったため、残る交付申請書についても、府省共通の事業実績報告書に沿うよう様式の改正を行う。

・適用日

上記（1）と同様の適用日とする。